

◎株式会社農林漁業成長産業化支援機

構法

(平成二四年九月五日日法律第八三号)

一、提案理由(会)

(平成二四年八月一日・衆議院農林水産委員)

○郡司国務大臣 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

我が国の農林漁業、農山漁村をめぐる状況を見ますと、農林漁業の就業人口や所得が大きく減少し、農山漁村の活力も低下をしております。このような状況を打開するためには、農林漁業によって生み出された農林水産物や生産活動の価値を二次産業、三次産業につなぎ、大きく高めていく取り組みにより、農林漁業が持つ潜在的な成長力を顕在化させ、農山漁村における所得と雇用を拡大することが喫緊の課題となっております。

株式会社農林漁業成長産業化支援機構は、このような取り組みを支援するため、政府と民間が共同で出資して設立するものであります。この機構による出資その他の支援を通じて、拡大するアジア市場への輸出を初め、消費者等のさまざまなニーズ

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法

に対応した意欲的な取り組みを推進し、農林漁業の安定的な成長発展、農山漁村の活性化等を図ることを目的として、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、株式会社である農林漁業成長産業化支援機構について、会社法に定められていない特別な規定等を整備するものであります。

第一に、機構の設立等に関するものであります。機構は、農林水産大臣の認可により一を限って設立される株式会社とし、政府は、機構に対し出資することができることとするとともに、常時、機構の発行済み株式総数の二分の一以上を保有することとしております。

第二に、機構の組織に関するものであります。支援の対象となる事業者や支援内容、株式や債権の処分等、機構の業務運営に関する重要事項の決定を客観的、中立的に行うため、機構に農林漁業成長産業化委員会を置くこととしております。

第三に、機構の業務に関するものであります。機構は、出資や資金の貸し付け、専門家の派遣や助言等の業務を営み、農林水産大臣が定める支援基準に従って、支援の対象となる事業者や支援の内容を決定することとしております。また、機構は、

平成四十五年三月三十一日までに、保有する全ての株式や債権の処分等を行うように努め、業務の完了により解散することとしております。

第四に、機構の財務及び会計に関するものであります。政府は、機構に対し、資金の貸し付け等を行うことができることとしております。

第五に、機構の監督等に関するものであります。農林水産大臣は、機構の役員や予算の認可等の必要な監督を行うこととしておられるほか、機構に対し、報告の徴収、立入検査等を行うことができる旨の規定、機構の役員等による贈収賄や秘密漏えいに対する罰則規定等を措置しております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成二四年八月二日)

○吉田公一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国農林漁業が成長産業となるようにするため、

農林漁業者が新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする法人として、株式会社農林漁業成長産業化支援機構を設立しようとするものであります。

本案は、昨八月一日本委員会に付託され、同日郡司農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行いました。

質疑終局後、本案に対し、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、国民の生活が第一・きづな、社会民主党・市民連合及び新党大地・真民主の五党派共同提案により、機構の目的を見直すこと、農林漁業者等の意向を反映させるための規定を追加すること、対象事業活動支援団体の位置づけの明確化及び監督等に関する規定を追加すること、農林水産大臣が定める支援基準を明確化すること、機構の支援決定等における農林水産大臣の関与を強化すること等の修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、法案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二四年八月二日)

○宮腰委員 たいだいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。

以下、その内容を申し上げます。

第一に、株式会社農林漁業成長産業化支援機構の目的に、農林漁業者の経営の安定向上、地域との調和への配慮、農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出、農林漁業者の主体性、農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給または需要の開拓の事項を追加することとしております。

第二に、農林漁業者等の意向を反映させるため、農林漁業成長産業化委員会の支援決定、農林水産大臣による支援基準の策定及び支援決定に係る農林水産大臣の認可の各手続において、農林漁業者等の意見聴取等の手続を追加することとしております。また、委員会の委員には、農業、林業または漁業に關して専門的な知識と経験を有する者が含まれるようにしなければならぬこととしております。

第三に、対象事業者と対象事業活動支援団体との区別の明確化等を図ることとしております。また、機構及び委員会による対象事業活動支援団体に対する指導、委員会による支援対象事業者及び支援対象事業活動支援団体の事業活動の状況に対する評価、農林水産大臣による支援対象事業活動支援団体に対する

報告の徴収等の措置に關する規定を追加することとしております。

第四に、農林水産大臣が定める支援基準の明確化を図ることとしております。

第五に、機構の支援決定等における農林水産大臣の関与の強化を図ることとしております。

第六に、国による財政上の措置等に關する規定を設けることとしております。

第七に、地方公共団体及び農林漁業関係団体による支援に關する規定を設けることとしております。

第八に、関係者相互の連携及び協力に關する規定を設けることとしております。

第九に、政府がこの法律の施行状況について検討を加える時期を、法律の施行後五年以内から、三年を目途とすることに改めることとしております。

その他、所要の規定の整理を行うこととしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二四年八月二日)

我が国の農林漁業・農山漁村をめぐる厳しい状況に対処し、食と農林漁業を再生するため、民間の資金・ノウハウを十分に生かし、官民が連携した新たな資金循環等による農林漁業の成長産業化が求められている。同時に、農林漁業者の所得の向上、農山漁村における雇用機会の創出と拡大、若い世代も定住できる地域社会の構築により、農山漁村の活性化とその持続可能な発展を図ることが重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 我が国農林漁業は、家族経営及び地域に根差した法人等による経営が中心であり、これらの農林漁業者の経営の安定と所得の向上が農山漁村の活性化に必要不可欠であることを十分認識し、本法に基づく制度の運用に当たること。

二 本法に基づく制度については、関連対策の活用も含め、特に、東日本大震災からの農林漁業・農山漁村の復興に向けた被災地域における取組が円滑かつ着実に進むよう、その運用に十分配慮すること。

三 農林漁業成長産業化委員会の支援決定及び支援決定に係る農林水産大臣の認可を行う際には、本法の運用の透明性を確保し、民間の資金・ノウハウを生かすことよって農林漁業

の成長産業化を支援するという本法の趣旨に即し、農山漁村における意欲ある新たな取組の成長発展を促すよう努めること。

四 機構が行う支援対象事業者又は支援対象事業活動支援団体に対する出資については、支援対象事業活動支援団体に対する民間等の出資の意向、対象事業活動を行おうとする地域の実情、事業分野をめぐる状況等を十分把握するとともに、必要な財源を確保し、支援対象事業者の資金需要に的確に対応すること。

五 機構の支援決定等を農林水産大臣の認可に係らしめること及び六次産業化・地産地消法の認定事業者に支援対象を限定することについて、民間資金を活用して新しい政策を行うという本法の趣旨に即し、農山漁村の活性化に資する創意工夫を生かした新しい取組が支援の対象となるよう、その運用に配慮すること。

六 修正後の本法第二十七条の運用に当たっては、対象事業者及び対象事業活動支援団体に対し、政府が損失補償の責任を負うことなどのないよう、本法の趣旨に即した適切な対応を図ること。

七 修正後の本法第四十条に規定する地方公共団体及び農林漁業関係団体による対象事業者及び対象事業活動支援団体に対

する必要な支援が適切に行われるよう、環境整備に努めること。

八 本法の施行後三年以内に施行状況について検討を行うに当たっては、本附帯決議に即した運用が行われているか十分に確認するとともに、機構等に関する国の関与の在り方等を含め、総合的な検討を行うこと。
右決議する。

三、参議院農林水産委員長報告(平成二四年八月二九日)

○小川勝也君 たいいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、我が国農林漁業が成長産業となるようにするため、農林漁業者が新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする法人として、株式会社農林漁業成長産業化支援機構を設立しようとするものであります。

なお、衆議院において、目的規定に農林漁業者の経営の安定向上等の事項を追加すること、農林漁業者等の意向を反映させるための規定を追加すること、対象事業者と対象事業活動支援団体との区別を明確化するとともに、機構及び委員会による対

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法

象事業活動支援団体に対する指導等の規定を追加すること、農林水産大臣が定める支援基準の明確化を図ること、機構の支援決定等における農林水産大臣の関与の強化を図ること等を主要内容とする修正が行われました。

委員会におきましては、国と民間の共同出資により機構を設立する意義、国による財政上の措置等の在り方、経営支援のための人材確保策、修正により農林水産大臣の関与を強化した理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。
以上、御報告いたします。

○附帯決議(平成二四年八月二八日)

我が国の農林漁業・農山漁村をめぐる厳しい状況に対処し、食と農林漁業を再生するため、民間の資金・ノウハウを十分に生かし、官民が連携した新たな資金循環等による農林漁業の成長産業化が求められている。同時に、農林漁業者の所得の向上、農山漁村における雇用機会の創出と拡大、若い世代も定住できる地域社会の構築により、農山漁村の活性化とその持続可能な

発展を図ることが重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 我が国農林漁業は、家族経営及び地域に根差した法人等による経営が中心であり、これらの農林漁業者の経営の安定と所得の向上が農山漁村の活性化に必要不可欠であることを十分認識し、本法に基づく制度の運用に当たること。

二 本法に基づく制度については、関連対策の活用も含め、特に、東日本大震災からの農林漁業・農山漁村の復興に向けた被災地域における取組が円滑かつ着実に進むよう、その運用に十分配慮すること。

三 農林漁業成長産業化委員会の支援決定及び支援決定に係る農林水産大臣の認可を行う際には、本法の運用の透明性を確保し、民間の資金・ノウハウを生かすことにより農林漁業の成長産業化を支援するという本法の趣旨に即し、農山漁村における意欲ある新たな取組の成長発展を促すよう努めること。

四 機構が行う支援対象事業者又は支援対象事業活動支援団体に対する出資については、支援対象事業活動支援団体に対する民間等の出資の意向、対象事業活動を行うとする地域の実情、事業分野をめぐる状況等を十分把握するとともに、必

要な財源を確保し、支援対象事業者の資金需要に的確に対応すること。

五 機構の支援決定等を農林水産大臣の認可に係らしめること及び六次産業化・地産地消法の認定事業者に支援対象を限定することについて、民間資金を活用して新しい政策を行うという本法の趣旨に即し、農山漁村の活性化に資する創意工夫を生かした新しい取組が支援の対象となるよう、その運用に配慮すること。

六 本法第二十七条の運用に当たっては、対象事業者及び対象事業活動支援団体に対し、政府が損失補償の責任を負うことなどのないよう、本法の趣旨に即した適切な対応を図ること。

七 本法第四十条に規定する地方公共団体及び農林漁業関係団体による対象事業者及び対象事業活動支援団体に対する必要な支援が適切に行われるよう、環境整備に努めること。

八 本法の施行後三年以内に施行状況について検討を行うに当たっては、本附帯決議に即した運用が行われているか十分に確認するとともに、機構等に関する国の関与の在り方等を含め、総合的な検討を行うこと。
右決議する。